

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○農業振興地域の指定の一部改正……………（農地調整課）	1
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（漁業管理課）	1
○建設業を営む者に対する監督処分……………（建設情報課）	2
○道路の供用の開始……………（道路課）	2
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（河川課）	2

告 示

北海道告示第697号

昭和46年北海道告示第2814号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。
その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政庁農業経営局農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。
平成20年11月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 昭和46年北海道告示第2814号の一部を次のように改正する。
千歳地域の事項中「平成20年北海道告示第217号」を「平成20年北海道告示第696号」に改める。
- 昭和47年北海道告示第3389号の一部を次のように改正する。
陸別地域の事項を次のように改める。

陸別地域

陸別町の区域のうち、図面（第39号）の赤色で着色した部分（国有林野の区域（陸別事業区1林班のち、お小班及びへ、と、り、る、れ、そ小班の一部並びに、52林班、59林班のに、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、お、わ、か、よ、た、れ、そ、つ、ね、む小班、60林班のに、ほ、へ、ち、り、ぬ、る、お、な、ら、む、の、く、や、ま、け、イ小班の区域を除く。）、陸別町有林野の43から45、59、88から91林班の区域及び民有林野の24、25（字トマム63の一部を除く。）、26、34、35、40から42、47、49、52（26から28小班を除く。）、53、63、68、69林班、28林班の5から31小班、36林班の26から32、35から40、51から59、67から114、133小班、37林班の2から14の小班の一部、15から17、32小班の一部、

35、36、38、44、45、47、49、51から54、62、64から66、68から70、72から75、80から85、94、100、101、117、119小班及び123から126小班、38林班の1から13小班、46林班の2、6から20小班、50林班の3から9、13から23小班、51林班の57から81小班、54林班の11から33小班、57林班の1から35、42から44、46、47、49から53小班及び36から39小班の一部、61林班の1から24、27、28、37から39、61、63小班、62林班の8から22、25、44、47から51、55、57、58、61、65、67、68、70から72小班、64林班の13から21、23から27、31から33、35、36、45、47、49、50、55、57から61、63から71小班及び37小班の一部、65林班の13から15、55から63小班、66林班の1から4小班、73林班の1、2小班、74林班の12から15、17から20、22から26小班及び5、21小班の一部、75林班の1から4、6、7、15から38、64、67、68小班、97林班の1小班の一部、2、3、5、6、9、10、13、15から19、48小班の一部、67、74小班の一部、77、78小班及び80から83小班、98林班（16小班の一部を除く。）、99林班の2、5、6、20から28小班、100林班、101林班の1から3小班、102林班の1から5小班）の区域及び日産自動車株式会社陸別試験場の土地の区域を除いた区域

北海道告示第698号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成20年11月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- 落札を決定した日
平成20年9月5日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社
(2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号
- 落札金額
129,150,000円
- 競争の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成20年7月22日付け北海道告示第479号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第699号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成20年11月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成20年10月20日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号及び代表者の氏名 有限会社辻建設工業 辻 ヒサ
 - (2) 主たる営業所の所在地 檜山郡江差町字本町110番地
 - (3) 建設業の許可の番号 (般・特－18) 檜第17号
- 3 処分の内容
 - (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
 - (2) 営業停止の期間 平成20年11月4日から平成21年1月2日までの60日間
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当した。

北海道告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年11月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 霧立小平線	苫前郡苫前町字霧立国有林留萌南部森林管理署2130林班り小班地先から 苫前郡苫前町字霧立国有林留萌南部森林管理署2123林班む小班地先まで	平成20.11. 5

北海道告示第701号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年11月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 一級河川石狩川水系ダルミ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成20年11月4日
- 3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 (右岸) 岩見沢市幌向南1条4丁目355番7地先から
岩見沢市幌向南1条3丁目319番5地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 3,788.96m²